

平成28年

第4回市議会定例会 議案第20号

函館市産業支援センター条例の一部改正について

函館市産業支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市産業支援センター条例の一部を改正する条例

函館市産業支援センター条例（平成10年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「インキュベータールーム」を「プレインキュベータールーム、インキュベータールーム」に改め、「およびデザイン開発室」を削る。

第10条第3項中「（マルチメディアルームに限る。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
入居施設	プレインキュベータールームA	1室1月	4,750円
	プレインキュベータールームB	1室1月	7,390円
	インキュベータールーム	1室1月	26,290円
	インキュベーターファクトリー	1室1月	26,220円
開放施設	マルチメディアルーム	1時間までごとに	500円
開放施設の附属設備	プレゼンテーションシステム	使用許可1回につき	4,300円
	音声装置のみを使用する場合	使用許可1回につき	1,270円

備 考

- 1 入居施設の使用の許可の期間の始期または終期が月の中途である場合は、当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 2 開放施設および開放施設の附属設備を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

デザイン開発室を廃止し、およびプレインキューベータルームを設け、ならびに入居施設の使用料ならびに開放施設および開放施設の附属設備を商品の宣伝等の営利目的で使用する場合は使用料を改定するため